

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 21日	
千葉県知事 殿	
提出者	
住 所 千葉県習志野市谷津4-6-16	
氏 名 医療法人社団保健会 谷津保健病院	
院長 須藤 真児	
電話番号 047-451-6000	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団保健会 谷津保健病院
事業場の所在地	千葉県習志野市谷津4-6-16
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療・福祉 病院
②事業の規模	274 床
③従業員数	460 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所：医療法人社団保健会 谷津保健病院 ↓ 収集運搬業者(委託) ↓ 中間処理業者(焼却処理)(委託) ↓ 最終処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物委員会組織図 (別紙1)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排 出 量	75.372 t	t

(これまでに実施した取組)

- ・患者の感染症の検診を徹底し、種別に応じ滅菌再使用できる器具を用いる。
- ・ディスプレイ製品の使用削減。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排 出 量	75.0 t	t

(今後実施する予定の取組)

- ・上記内容を今後も継続。
- ・リサイクルできる器具を率先して導入。
- ・分別の徹底。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・鋭利物と固形物

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・鋭利物と固形物
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を出来るだけ防ぐ。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

② 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・感染性廃棄物の特殊性によりこれら廃棄物の再生利用について行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後についても再生利用の予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

③ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・自ら施設を設置し処理はしていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も施設を設置する予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

④ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・感染性廃棄物の直接埋立は、妥当な処理ではないので、行ってはいない。		
⑤ 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後もない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

⑤ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	75.372 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	75.372 t	t
	再生利用業者への処理委託量	11.712 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・中間処理後の残渣等については、出来る限り再生利用化を要望。 ・専用の回収容器については使用後の再利用が不可能なので、出来る限りリサイクル容器の使用を推進している。 ・環境負担の少ない製品を積極的に導入。 ・病院機能評価に準じた廃棄物の取扱。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	75.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	75.0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	11.0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記実施内容の継続。 ・ 職員の環境意識向上。 ・ 分別を徹底していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和5年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	75.372 t
		(今後実施する予定の取組等) 令和元年12月より電子マニフェスト導入	
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

【医療廃棄物の取扱に関する院内組織図】

(別紙1)

